

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

加藤 豊



ハラスメントの外部相談窓口を 担当して思うこと

私ども「社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング」は、愛知県下の各労働基準協会が主催しているハラスメント相談窓口「勤労者労働総合相談センター」の実施機関として、労働者様がハラスメントを受けたと感じたり、実際に受けたりしたときの外部相談窓口を承り、現在50社ほどの企業様から委託を受けております。

相談では「これってハラスメントじゃないの？」など相談者様が感じていることを第三者に聞いてみたいとか、不満を聞いて欲しいなど、電話で相談して終わるケースが多々あります。これは外部相談窓口であるからこそお話ししていただけることであり、企業内の相談窓口には決して話さないことだと思えます。なぜなら、社長や部長に相

談するのは勇気がいりますし、管理部門の相談担当者に連絡したら、すぐに上司に報告され会社としての問題となり「ここだけの話」にならないと思ってしまうからです。

また「大きめにしたくないので匿名で会社に報告して、こんなことが起きないように改善してほしい」など、ハラスメントをした行為者へのヒアリングや処分を望まないケースも多いです。これも中小企業内の相談窓口では、相談した時点で匿名にはなりませんし、ハラスメント行為者へ漏れてしまい今後の仕事に支障をきたすのではないかと不安がありますので、このような相談も企業内の窓口ではなかなか受けられないと思います。このことから、もともとハードルが高い企業内の相談窓口

相談が無いからといって決して安心できる状態とは限らないということです。ハラスメントを受けたと感じていることや、内緒で何とかならないかなと思っていることは表面化せずに労働者の心の中で悶々としているうちに、仕事の生産性が落ちるばかりかメンタルに支障をきたしたり、会社を辞める事態になり、不満が爆発して行政やユニオン



に駆け込むことにもなりかねません。

そこで、労働者からの相談のない会社様には、ハラスメントアンケートを実施し、実態把握をしてもらっています。ただし、会社内でアンケートを取るの

配布・回収に手間がかかりますし、秘密が守れないと思われて回収率が悪いといったことがありますので、私どもで用意しているツールを使ってもらっています。PCやスマホで回答でき、配布や回収の手間がからず秘密も守れますのでお勧めです。

アンケートでは、パワハラ、セクハラ、マタハラなどを受けたと感じたことがあるか、それは誰から受け、どんなことをされたかを選択してもらい、必要があれば自由記述欄に記入してもらいますので、自社の実態がわかりますし、何をすればよいのがよく分かります。

また、会社の相談窓口の責任者や担当者様から私どもの相談窓口「従業員から相談を受けたいかどうか」とのご相談をお受けすることも多いです。ハラスメントの相談は、そんなにあるわけでもありませんので、社内相談窓口の担当者には経験が少なく、勉強はしたもののいざ相談を受けると慌てますし、給与計算で忙しい時に相

談されても困ってしまいます。このような時でも、私どもにご相談いただけましたらお電話、ZOOM、ご来館によりいつでも対応できますし、第三者の意見として参考にしていただいております。

さらに、事実確認の調査、行為者・相談者の措置検討、フォロー、再発防止策の検討などの支援も承っております。このように私どもの外部相談窓口を使うメリットは大きいので、ぜひ活用をご検討ください。

※「勤労者労働総合相談センター」II実施機関 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング（☎052-961-0763）



労働者相談
勤総センター

（社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング所長、特定社会保険労務士）

イラスト・伊藤香澄

『大事な社員の心を守る緊急大会』（参加無料）

令和6年9月9日(月)13時〜16時半 岡谷鋼機名古屋公会堂
本誌同封案内参照（会場参加のみ） 愛知県下各労働基準協会主催

